

1 基本的に使用停止の協力を要請する施設一覧

(1) 基本的な考え方

今回の施設の使用停止への協力要請は、コロナウイルス感染症の拡大防止のために行うものです。

そのため、施設名のみならず、実際の使用目的や、感染拡大が現に起こり得るかを勘案して判断する必要があります。

例えば、1000 平米以上の学習塾について、通常の生徒を集めて講義を行うような業態を停止し、講義を録画し、オンライン配信するような場合は対象外となります。

趣旨を御理解のうえ、どうぞ協力要請にご協力ください。

(2) 施設例

種類	施設	備考
遊興施設等	キャバレー	特措法の規定による協力要請
	ナイトクラブ	
	ダンスホール	
	スナック	
	バー	
	ダーツバー	
	パブ	
	ストリップ劇場	
	ヌードスタジオ	
	個室付浴場業に係る公衆浴場	
	のぞき劇場	
	その他性風俗店	
	個室ビデオ店	
	ネットカフェ	
	漫画喫茶	
	カラオケボックス	
	ライブハウス	
	勝馬投票券発売所	
場外車券売場		
競艇場外発売場		
射的場		
大学・学習塾等	大学	○床面積の合計が 1,000 m ² を超える場合 特措法の規定による協力要請
	専修学校・各種学校	
	高等専修学校	
	専門学校	

	学習塾	○床面積の合計が 1,000 m ² 以下の場合 特措法によらない協力依頼 ※床面積の合計が 100 m ² 以下の施設については、基本的に要請対象としないが、適切な感染防止対策を施した上で営業をして下さい。 ※オンライン授業、家庭教師は対象外
	英会話教室	
	インターナショナルスクール	
	日本語学校・外国語学校	
	そろばん教室	
	バレエ教室	
	囲碁・将棋教室	
	音楽教室	
	自動車教習所	
	生け花・茶道・書道・絵画教室	
	体操教室	
学校 (上記を除く)	幼稚園	特措法による協力要請 ※預かり保育等の提供を通じて、医療従事者やひとり親家庭など、保育を必要とする園児や児童等の居場所確保の取組みを継続する。
	小学校	
	中学校	
	義務教育学校	
	高等学校	
	高等専門学校	
	中等教育学校	
	特別支援学校	
運動施設、 遊技施設	体育館	特措法による協力要請 ゴルフ練習場(※1)、バッティング練習場(※1)、陸上競技場(※2)、野球場(※2)、テニス場(※2)、弓道場等は対象外 ※1 屋内施設は使用停止の要請の対象とする ※2 屋外運動施設の観客席部分については、使用停止の要請の対象とする
	屋内・屋外水泳場	
	ボウリング場	
	スケート場	
	柔剣道場	
	スポーツクラブ	
	ホットヨガ、ヨガスタジオ	
	マーじゃん店	
	パチンコ屋	
	ゲームセンター	
	テーマパーク	
	遊園地	
劇場等	劇場	特措法による協力要請
	映画館	
	観覧場	
	プラネタリウム	
	演芸場	
	集会場	

集会・展示施設	公会堂	特措法による協力要請 ※神社、寺院、教会等は対象外
	展示場	
	貸会議室	
	文化会館	
	多目的ホール	
博物館・ホテル等	博物館	○床面積の合計が1,000㎡を超える場合 特措法による協力要請 ○床面積の合計が1,000㎡以下の場合 特措法によらない協力依頼
	美術館	
	図書館	
	科学館	
	動物園	
	植物園	
	水族館	
	記念館	
	ホテル（集会の用に供する部分に限る）	
	旅館（集会の用に供する部分に限る）	
商業施設	DVD/ビデオショップ	○床面積の合計が1,000㎡を超える場合 特措法による協力要請 ○床面積の合計が1,000㎡以下の場合 特措法によらない協力依頼 ※床面積の合計が100㎡以下の施設については、基本的に要請対象としないが、適切な感染防止対策を施した上で営業をして下さい。 ※1 不特定多数の者に幅広く住宅の施工例等を示し、各種集客活動とあわせて展示場への来場を促すことで、将来の購買の意欲喚起を図るものは、「展示場」に該当します
	DVD/ビデオレンタル	
	アウトドア用品、スポーツグッズ店	
	ゴルフショップ	
	エステサロン	
	ネイルサロン	
	まつ毛エクステンション	
	脱毛サロン	
	日焼けサロン	
	写真屋	
	フォトスタジオ	
	ペットショップ（ペットフード売り場を除く）	
	ペット美容室（トリミング）	
	囲碁・将棋盤店	
	金券ショップ	
	古物商（質屋を除く。）	
	住宅展示場（※1）	
展望室		

おもちゃ屋、鉄道模型屋
土産物屋
美術品販売
宝石類や金銀の販売店
旅行代理店（店舗）

（3）床面積の考え方

- ・床面積については事務スペース等も含まれます。
- ・建築物全体の床面積ではなく、当該施設の建築物の床面積で判断します。
（例）1,000 m²を超えるオフィスビルに入居している床面積 50 m²の店舗は、1,000 m²を超える施設に該当しません。
- ・複数の対象施設が入っている建築物については、当該複数施設の建築物の床面積を合算しません。
（例）400 m²のボウリング場、300 m²のマーケット、200 m²の理髪店、200 m²の学習塾が入居する建築物については、それぞれの施設は 1,000 m²を超える施設に該当しません。
- ・百貨店、マーケットと同様の営業形態と考えられる施設（施設管理者が存在するショッピングモールなど）については、建築物の床面積を合算してください。

本リストは、県民の皆様からの問い合わせ内容によって更新して参ります。